

計画作成年度	令和2年度
計画主体	北 広 島 町

## 北 広 島 町 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

### <連絡先>

担 当 部 署 名	北広島町役場 農林課
所 在 地	広島県山県郡北広島町有田1234番地
電 話 番 号	050-5812-1857
F A X 番 号	0826-72-5242
メールアドレス	ringyo@town.kitahiroshima.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、カラス、サギ類、カワウ、ヌートリア、サル、アライグマ、ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	北広島町全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
① イノシシ	水稲	6.3ha 5,949千円
	麦	0.1ha 4千円
	野菜（豆類・いも類）	2.6ha 420千円
② ニホンジカ	水稲	0.1ha 120千円
	麦	1.5ha 48千円
	豆類	0.5ha 20千円
	植林木	把握していないが被害実態有
③ タヌキ	野菜（トウモロコシ）	0.2ha 68千円
④ カラス	野菜（トウモロコシ）	0.2ha 93千円
	果樹（柿）	0.1ha 134千円
⑤ サギ類	水稲	0.4ha 114千円
⑥ カワウ	—	—
⑦ ヌートリア	野菜（人参等）	0.2ha 809千円
⑧ サル	野菜（トウモロコシ・玉ねぎ・豆類等）	0.2ha 240千円
	果樹	0.05ha 20千円
⑨ アライグマ	—	—
⑩ ツキノワグマ	果樹（柿・リンゴ等）	0.1ha 355千円

### (2) 被害の傾向

<p>① イノシシ</p> <p>全町に生息し、特に水稲（4月～10月）・野菜（6月～10月）・タケノコ（3月～4月）・飼料作物（4月～10月）などに年間を通じて被害を及ぼしている。また、作物以外に畦畔・水路・農道敷地等の掘り起こしも深刻な被害となっている。また集落内に出没した場合、人身被害も懸念される。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>千代田地域を中心に生息し、水稲（4月～10月）・野菜（6月～10月）・飼料作物（4月～10月）・豆類（6月～10月）及び植林木などに年間を通じて被害を及ぼしている。近年では、生息数は増加していると推測され、千代田地域から大朝・豊平地域に向かって生息区域を拡大し、芸北地域での目撃情報がよせられるなど、被害の拡大が懸念される。</p>
--

③ タヌキ

全町に生息し、夏から秋（6月～11月）にかけて野菜に被害を及ぼし、生産意欲を減退させている。

④ カラス

全町に生息し、夏から秋（6月～11月）にかけて野菜・果樹に深刻な被害を及ぼしている。生活環境被害として鳴き声による騒音や、ごみの散乱等の被害が発生している。生息数は、猛禽類の減少の影響が増えている。

⑤ サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）

全町に生息し、生息数も増加している。稲の田植え直後から生育期（4月～8月）に至るまで、カエル・オタマジャクシを捕食するため水田に入り、稲が踏み倒される被害が発生している。また、水産資源として放流されたアユ・アマゴ等を捕食する被害が発生している。

⑥ カワウ

全町に生息し、水産資源として放流されたアユ・アマゴ等を捕食する被害が発生している。個体数の増加により今後ますます被害量が増加することが懸念される。

⑦ ヌートリア

全町に生息し、野菜の食害や、水田に穴を掘ることによる漏水被害が発生している。ため池堤体の穴掘りが懸念される。

⑧ サル

全町に点在して生息し、果樹、野菜を食害している。また、人の生活圏への侵入が起こるケースもあり、周辺住民に危険を及ぼすことが懸念される。また、生息地域は拡大していると推測される。

⑨ アライグマ

町内では不確定ではあるが痕跡の情報があり、捕獲・目撃の情報は受けていないが、県内での目撃・被害が確認されていることから、警戒の必要があると考えられる。

⑩ ツキノワグマ

全町に生息し、隔年ごとの大量出没を繰り返しており、水稻、果樹を食害している。また、人の生活圏への侵入が起こるケースもあり、人身への被害が懸念されるなど、住民の精神的被害は甚大なものがある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	9.0ha 6,373千円	6.8ha 4,800千円
ニホンジカ	2.1ha 188千円	1.8ha 160千円
タヌキ	0.2ha 68千円	0.2ha 60千円
カラス	0.3ha 227千円	0.3ha 200千円
サギ類	0.4ha 114千円	0.3ha 90千円
カワウ	—	—
ヌートリア	0.2ha 809千円	0.2ha 600千円
サル	0.3ha 260千円	0.1ha 160千円
アライグマ	—	—
ツキノワグマ	0.1ha 355千円	0.1ha 300千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲班員及び農業者への捕獲許可</li> <li>・ 囲いわな設置に10万円限度半額補助</li> <li>・ 箱わな設置に5万円限度半額補助</li> <li>・ タヌキ、ヌートリア用に小型箱わな設置に定額5千円補助</li> <li>・ 免許取得者に定額1万円補助</li> <li>・ 有害鳥獣捕獲班員による駆除</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊員による一斉捕獲及び追い払い</li> <li>・ 捕獲報償金の支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲実施者である狩猟免許所持者が減少・高齢化しており、捕獲の担い手の育成が急務となっている。</li> <li>・ 近年増加する有害獣による被害に対して、対応が追いついていない現状である（特にニホンジカ）。</li> <li>・ シカの被害拡大により箱わなでの捕獲が難しくなった。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵等の侵入防止柵設置（防鳥ネットも含む）に対して補助金を交付</li> <li>・ 集落、営農集団、法人等による大規模な柵の設置を奨励。</li> <li>・ 農地と山林との隣接地において、里山の有害鳥獣用緩衝帯整備に対して補助金を交付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵について効果はあるが除草作業等の維持管理が負担になっている。</li> <li>・ 大規模柵設置周縁部への新たな被害の発生も見られる。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>北広島町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物などの防護、有害鳥獣の捕獲、里山の刈払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵については、引き続き補助制度を維持し、効率的な設置を推進する。</li> <li>・ 捕獲については、有害鳥獣捕獲班員による捕獲はもちろんのこと、集落ぐるみの地域住民による捕獲も進める。狩猟免許の取得支援を行い、捕獲の後継者育成を図る。囲いわな・箱わな設置に対する補助並びに貸与による捕獲普及を図る。</li> <li>・ 集落環境整備については、集落全体での意識改革が必要であることから、町民への生ごみ・放置果樹の適正な処理などの啓発活動や研修会を実施し、農地周辺の草の刈払い・やぶ除去活動への参画を促す。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

町内全域の効果的な対応が図られるよう、北広島町有害鳥獣捕獲班と連携、協議し、また地域住民自らが行う捕獲活動とあわせて支援する。

有害鳥獣捕獲班による活動については、対策協議会による予察表及び農林業従事者からの被害報告に基づき、被害の中心であるイノシシ、ニホンジカを重点的に有害鳥獣捕獲班4班による、エリア毎(旧町単位)の銃器を使用した一斉駆除及び箱わな、くくりわなによる捕獲を行う。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ カラス サギ類 カワウ ヌートリア サル アライグマ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 囲いわな・箱わな(檻)、小型箱わな設置に対する購入補助</li> <li>・ 箱わな貸与制度の有効活用</li> <li>・ くくりわなでの捕獲</li> <li>・ 捕獲従事者の後継者を育成するための狩猟免許取得支援</li> <li>・ 農業集団等の組織による捕獲活動を推進する。</li> </ul>
3年度	同上	同上
4年度	同上	同上

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### 北広島町捕獲実績

対象鳥獣	28年度	29年度	30年度
イノシシ	607 (923)	480 (666)	891 (1335)
ニホンジカ	432 (831)	416 (839)	447 (753)
タヌキ	85 (173)	76 (122)	71 (136)
カラス	27 (35)	40 (50)	35 (39)
サギ類	166 (175)	117 (118)	110 (110)
カワウ	12 (28)	2 (22)	2 (3)
ヌートリア	8 (18)	12 (12)	12 (14)
サル	3 (3)	2 (2)	5 (5)

裸書は、有害捕獲。( )内は、猟期も含めた年度の合計。

【捕獲計画数について】

対象鳥獣ごとに近年の捕獲実績を参考に捕獲計画数を掲げるものとする。

ただし、特に被害の多い鳥獣については上積み目標を設定する。

また、イノシシ・ニホンジカについては、広島県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、積極的な捕獲を行うものとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等（捕獲計画数）【駆除期のみ】		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	800	800	800
ニホンジカ	650	650	650
タヌキ	100	100	100
カラス	100	100	100
サギ類	150	150	150
カワウ	100	100	100
ヌートリア	40	40	40
サル	5	5	5
アライグマ	5	5	5

捕獲等の取組内容

町内全域において、有害鳥獣捕獲班による銃器及び箱わな（檻）、くくりわなの設置を通年にて実施し、被害を及ぼす鳥獣の捕獲に努める。

銃器の使用については、半矢等を防ぐため対象個体に応じてライフル銃を使用する。

3月から10月にかけて、囲いわな、箱わな（檻）により、集落ぐるみ（農業者等）での捕獲を推進する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容

必要性：イノシシ・ニホンジカの有害捕獲を行うため。

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

予定時期：令和2年4月～令和5年3月

予定場所：町内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし (既に委譲済み)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容 (場所は町内全域)		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵・鉄柵・鉄網柵 40,000m	電気柵・鉄柵・鉄網柵 40,000m	電気柵・鉄柵・鉄網柵 40,000m
カラス	防鳥ネット1ha	防鳥ネット1ha	防鳥ネット1ha

(2) その他被害防止に関する取組

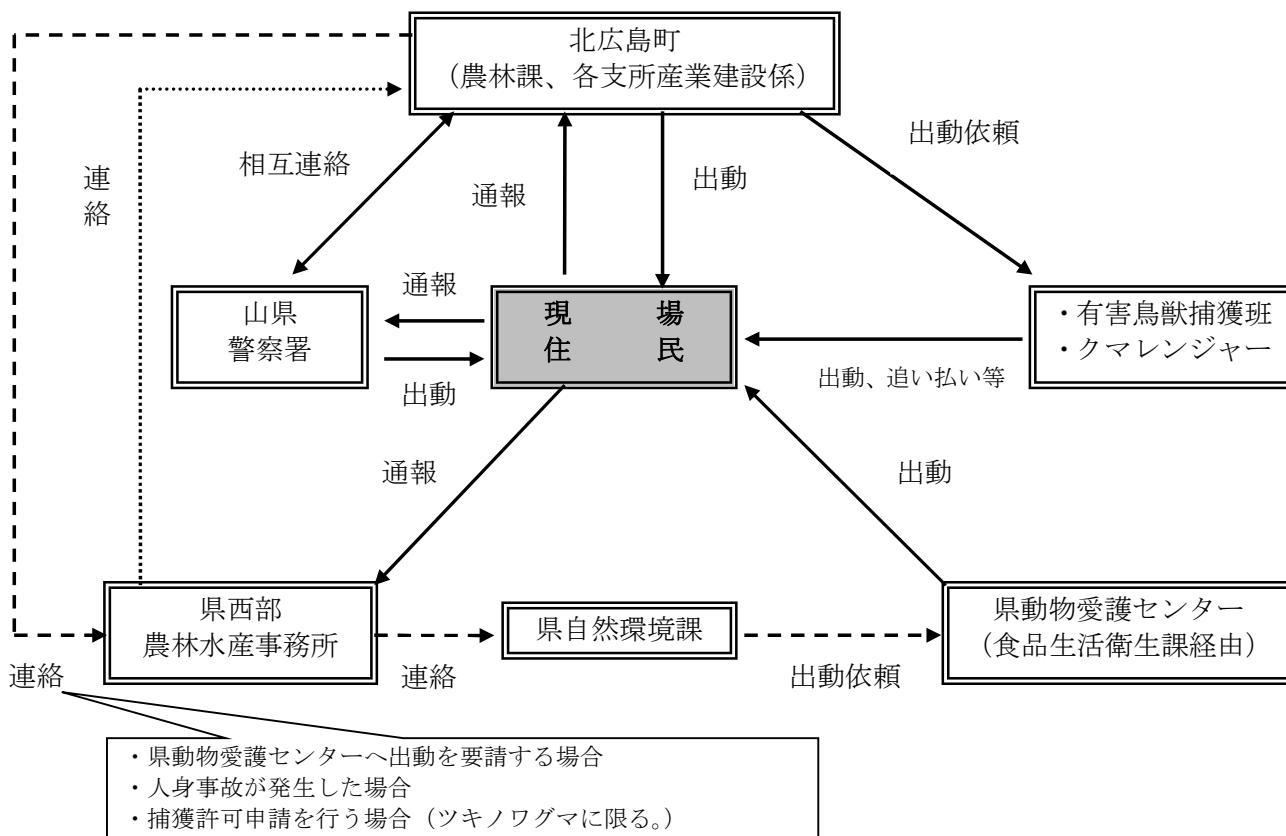
年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の整備とあわせ、緩衝帯整備に補助金を交付する。</li> <li>・餌となる草の刈払い、放任果樹や残飯類の適正処理等集落環境整備への啓発や防護柵設置講習会、普及活動を行う。</li> </ul>
3年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の整備とあわせ、緩衝帯整備に補助金を交付する。</li> <li>・餌となる草の刈払い、放任果樹や残飯類の適正処理等集落環境整備への啓発や防護柵設置講習会・普及活動を行う。</li> </ul>
4年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の整備とあわせ、緩衝帯整備に補助金を交付する。</li> <li>・餌となる草の刈払い、放任果樹や残飯類の適正処理等集落環境整備への啓発や防護柵設置講習会・普及活動を行う。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に対する広報活動及び避難が必要な場合の措置</li> <li>・有害鳥獣捕獲班に放獣又は銃器による止めさしの指示</li> <li>・クマレンジャーに対する追い払いの指示</li> <li>・ツキノワグマの場合は捕獲許可申請を県に対し行う。</li> <li>・関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県山県警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要になった場合の対応</li> <li>・関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県西部農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放獣の場合の補助及び確認</li> <li>・止めさしをする場合の埋設確認</li> <li>・関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放獣の場合の麻酔薬使用及び標識装着（標識装着はツキノワグマに限る。）</li> <li>・関係機関への連絡及び連携</li> </ul>
広島県動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻酔銃使用の場合の緊急出動</li> </ul>
北広島町有害鳥獣捕獲班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放獣又は止めさしの際の緊急出動</li> </ul>
クマレンジャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型獣を追い払う場合の緊急出動</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制





## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲個体は原則、持ち帰ることとする。ただし、やむを得ない場合は、生態系に影響しないような適切な方法で埋設処分を行う。
- ・増加する捕獲鳥獣の処理方法の検討を行う。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効的な利用に関する事項

- ・食肉処理施設及び加工場設置等、有効利用に向けて猟友会等の関係機関と検討を行う。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	北広島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役 割
北広島町	事務局、連絡・調整
高田山県猟友会芸北	捕獲事業推進、防除指導・助言
高田山県猟友会大朝	捕獲事業推進、防除指導・助言
高田山県猟友会千代田	捕獲事業推進、防除指導・助言
高田山県猟友会豊平	捕獲事業推進、防除指導・助言
広島北部農業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島市農業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県農業共済組合北広島支所	情報提供と被害対策への協力
安芸北森林組合	情報提供と被害対策への協力
太田川森林組合	情報提供と被害対策への協力
可愛川漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
八幡川漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力
北広島町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
北広島町議会	情報提供と被害対策への協力
広島県山県警察署	情報提供と被害対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
広島県西部農林水産事務所 (農村振興課・林務第一課)	鳥獣の有害捕獲に関する助言・指導
広島県西部農業技術指導所	被害を受けにくい営農技術等の指導
安芸高田市	鳥獣被害防止に関する情報交換
広島市	鳥獣被害防止に関する情報交換
安芸太田町	鳥獣被害防止に関する情報交換
島根県益田市	鳥獣被害防止に関する情報交換
島根県浜田市	鳥獣被害防止に関する情報交換
島根県邑南町	鳥獣被害防止に関する情報交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北広島町長が任命し、63名で構成されており、現行の有害鳥獣捕獲班員との、連絡調整や、被害調査活動を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

北広島町有害鳥獣捕獲対策協議会が中心となり、各種団体等と連携して取組を進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣害を一人ひとりの問題と捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。